

（現行覚書・令和 5 年 5 月 8 日締結済）

安城市総合交通会議の事業費負担に関する覚書

安城市総合交通会議（以下「甲」という。）と安城市（以下「乙」）は甲が行う利用促進事業の事業費について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（事業負担金）

第 1 条 乙は、甲が安城市地域公共交通計画等に基づき実施する利用促進事業の事業費を負担するものとする。

2 前項の額は、乙の当該年度の予算の範囲内とする。

（負担方法）

第 2 条 安城市総合交通会議会長は、前条事業の負担金の申請を行うときは、乙が定める書式によって、申請するものとする。

（精算）

第 3 条 国庫補助金及びその他の収入金等があった場合は、その額を差引き、これにより生じた不要額を精算し、乙に返戻するものとする。

（その他）

第 4 条 この覚書に定めのない事項、疑義又は変更の必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、本通 2 通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各 1 通ずつ保有する。

令和 5 年 5 月 8 日

甲 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
安城市総合交通会議
会長 伊 豆 原 浩 二

乙 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
安城市
安城市長 三 星 元 人

（令和 6 年度以降・覚書変更案）

安城市総合交通会議及び安城市の事業費負担に関する覚書

安城市総合交通会議（以下「甲」という。）と安城市（以下「乙」）は、**安城市地域公共交通計画に基づき実施される甲及び乙の実施事業**の事業費について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（事業負担金）

第 1 条 乙は、甲が安城市地域公共交通計画等に基づき実施する利用促進事業の事業費を負担するものとする。

2 前項の額は、乙の当該年度の予算の範囲内とする。

3 甲は、乙が安城市地域公共交通計画等に基づき実施するあんくるバス運行事業の事業費を負担するものとする。

4 前項の額は、甲の当該年度における国庫補助金による収入額と同額とする。

（負担方法）

第 2 条 安城市総合交通会議会長は、前条**第 1 項に規定する**事業の負担金の申請を行うときは、**その負担額を乙に**申請するものとする。

2 安城市総合交通会議会長は、前条第 3 項に規定する事業の負担金額が確定した際は、その負担額を乙に通知するものとする。

（精算）

第 3 条 甲は、**第 1 条第 1 項に規定する事業実施後不要となった残額、第 1 条第 3 項に規定する事業費の負担額**、国庫補助金及びその他の収入金等を精算し、乙に返戻するものとする。

（その他）

第 4 条 この覚書に定めのない事項、疑義又は変更の必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、本通 2 通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各 1 通ずつ保有する。

令和 6 年〇月〇日

甲 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
安城市総合交通会議
会長

乙 愛知県安城市桜町 1 8 番 2 3 号
安城市
安城市長 三 星 元 人